

一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

2021年11月19日

議席番号 12番

東村山市議会議長 あて

質問者 浅見 みどり

記

特別支援教室の入退室・教員の配置基準の維持・向上を

1. 小中学校内に設置され、通常の学級に在籍しながら、障がいに応じた特別な指導をうけることができる特別支援教室は、発達障がいのある子ども達を支え、成長に大きな役割を果たしている。確認のため、市の現状をうかがう。

①当市における特別支援教室の利用者数と先生1人に対する子どもの配置人数の推移を伺う。

	2017	2018	2019	2020	2021
利用者数(小学校)					
利用者数(中学校)					
合計					
配置人数(小学校)					
配置人数(中学校)					

②入室から退室までの指導期間別の指導児童数の状況について、当市の推移をうかがう。

小学校

指導期間	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満
指導児童数						
構成比						

中学校

指導期間	1年未満	2年未満	3年未満
指導児童数			
構成比			

2. 入退室、幼稚園・保育所等と小学校との連携及び小中学校の連携についてうかがう。
 - ①東村山市特別支援教育推進計画第五次実施計画の策定に向けて、特別支援教育推進計画策定委員会が行われてきた。保育園・幼稚園から小学校への引き継ぎ、保育園・幼稚園施設への支援についてどのような議論があったかがう。
 - ②幼稚園・保育所等への支援体制の推進を図るために関係諸機関との双方向性の連携について検討している内容を具体的にうかがう。
 - ③新1年生が新たに入室する場合、入室が決まるタイミングは何月か。東京都に報告する特別支援教室の利用児童数に新1年生は含まれるのか。平成31年度から令和3年度で各年度5月1日時点の小学校1年生の特別支援教室の在籍数を合わせてうかがう。
 - ④教室に入室を希望しているが、待機となるケースはあるか。待機となる場合、速やかな入室への課題をうかがう。

3. 東京都教育委員会は、2021年3月、特別支援教室に係るガイドラインを改定した。ガイドライン改定を受けた今後の市の対応についてうかがう。
 - ①ガイドライン改定にあたり、東京都から市に対して調査やヒアリングはあったか。具体的な内容、タイミング、調査内容は今回の改定にはどう反映されているのかがう。
 - ②ガイドラインでは子供たちの指導期間を原則1年、延長しても2年までとされている。その後、東京都は書面で2年後も「入室」できる旨通知された内容をうかがう。今後、2年を超える在室に市はどう対応するのか。
 - ③東京都は特別支援教室の担当教員を現行の教員1人に対し子ども10人を来年度以降は12人へと改定している。東京都に提出した過員解消計画に、当市は小中学校それぞれ何名の過員で提出したのか。また、改定に対する子ども・教職員・保護者等の関係者からは、どのような意見が届いているか。
 - ④改定に対する市の認識と市の意見・要望を東京都にどのように伝えているのかがう。

4. 小中学校内に設置され、通常の学級に在籍しながら、障がいに応じた特別な指導をうけることができる特別支援教室は、発達障がいのある子ども達を支え、成長に大きな役割を果たしている。東京都のガイドラインの改定は、特別支援教室での指導を必要とする子どもや保護者に不安を与えるものである。3月に策定された東村山市特別支援教育推進計画第五次実施計画の方向性にも逆行すると考える。市として、独自で特別支援教室の教育環境を維持するべきではないか。市長の見解をうかがう。

何歳児でも保活がいない東村山にするために

1. 当市では、小規模保育施設を新設してきたことで待機児解消を進めてきた。令和4年の状況について、地域型保育施設を卒園する子どもの数、3歳児から入園できる保育園/認定こども園の欠員数見込、市内幼稚園の預かり保育の欠員数見込をうかがう。
2. 地域型保育施設に通う子が施設型保育施設に転園した件数、転園時年齢の推移をうかがう。

3. 地域型保育施設の方から、「卒園になる前に施設型保育施設の空きが出ると転園してしまう子どもがいるため定員に空きが生じてしまう」という話を聞いている。保育園の運営費・人件費は在籍児童数によって支給されるため、欠員があると運営費が減額される。こうした実態を解消するために保育園に対して市の独自支援を検討するべきではないか。
4. 2歳児クラスまでの教育施設・保育所に通う子どもで、2歳児クラスに在籍している子どもの人数と、地域型保育施設・企業主導型保育園・認可外保育施設に分類した場合、それぞれの人数をうかがう。地域型保育の卒園後の受け皿として、市が確保している連携施設に入所できる優先枠の定員数(合計)をうかがう。

2歳児クラスまでの教育施設・保育所に通う2歳児		人
内訳	地域型保育施設	人
	企業主導型保育園	人
	認可外保育施設	人

5. 教育・保育のしおりでは、連携した園に欠員がない場合、連携枠を設けることができないとされているが、実際に連携枠を設けることができなかったケースを経年でうかがう。
6. 第2期東村山市 子ども・子育て支援事業計画(2020～2024年度)では、教育・保育施設と地域型保育事業の連携について「連携施設の確保等で必要な支援を引き続き行い、3歳児以降の教育・保育ニーズに対して既存の施設等を活用しながら充実を図っていく」としているが、必要な支援が不足している現状に対してどう認識しているのか、市長の見解をうかがう。

小中学校の隠れ教育費(家庭への教材費負担)について

1. 義務教育における教材について、公費と私費の区分はどのように分類されるのか。教育委員会として把握しているか、各学校または先生に任されているのか、経過・内容・基準をうかがう。
2. 学年教材費・指定品の保護者の費用負担について、市としてどう認識しているか。以下の①～⑤についてうかがう。
 - ① 漢字ドリル・計算ドリルのようなドリル類、理科の実験セット・栽培セット等の実習キット
 - ② 鍵盤ハーモニカやリコーダー、習字セット・算数セット等の個人持ち教具
 - ③ 顕微鏡やのこぎり、家庭科の調理器具等の教具
 - ④ 標準服(制服)・体操着・上履き・体育館シューズ等の学校指定品
 - ⑤ 保健室・トイレの消耗品・衛生用品(トイレットペーパーや生理用品等)
3. 学校における補助教材の適切な取り扱いについて(通知 26 文科1257号)では、「補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合、その負担が過度なものとならないよう留意すること」とされている。過度な負担とは、具体的にはいくらと考えるか。また、通知に示される補助教材には行事費や学校指定品を合算して考えるのかどうか市の見解をうかがう。
4. 学校配当金についてうかがう。今年度の児童生徒 1 人当たりの金額、教材用消耗品として配分される予算の割合と児童生徒 1 人当たり換算した金額をうかがう。
5. 学校配当金について、各学校の事務・経理担当のヒアリングは実施しているか。